

ホストファミリー登録制度

平成24年7月
いちき串木野市国際交流協会

1 目的

日本での日常生活を通じて日本及び本市に対する理解を深めたいと希望する外国人の支援と本市における国際交流の推進を図ることを目的とする。

2 登録条件

- (1) 本市在住し、家族が2人以上のご家庭であること
- (2) 受入について、家族全員の同意が得られていること

3 登録期間

登録した年度内とし、その後、毎年度更新することができる。

4 登録方法

指定の登録申込書（様式1）を協会事務局に提出する。

5 ホームステイ受け入れの流れ

- (1) ホームステイを希望する外国人等が協会にホストファミリーの紹介を依頼。
- (2) 依頼が適当と認められた場合、当協会はその外国人の依頼内容に該当するホストファミリー登録者に案内し、受入先を決定する。
- (3) ホームステイの内容（待ち合わせ日時や受入中の活動について等）については、依頼者と受入家庭間の話し合いによるものとする。

6 必要経費

無償で受け入れていただくことを前提とするが、ホームステイ期間が1週間以上になる場合は、当協会が別途定めるいちき串木野市国際交流協会ホームステイ受入家庭助成金交付要綱に基づき、経費の一部を助成するものとする。

（ただし、依頼元（団体）やホームステイを行う外国人がホストファミリーに謝礼金を支払う場合や、別途他の助成金等を受領する場合を除く。）

7 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項については当協会長が別に定めるものとする。